

原村国土強靱化地域計画策定業務委託プロポーザル(書類審査)実施要領

1. 目的

この実施要領は、原村国土強靱化地域計画の策定にあたり、業務を受託する事業者をプロポーザル(書類審査)により選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

原村国土強靱化地域計画策定業務委託

(2) 業務内容

「原村国土強靱化地域計画策定業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和4年3月28日までとする。

(4) 委託契約上限額

4,400,000円(消費税及び地方消費税含む。)

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、下記のとおりとする。

(1) 過去5年以内において、地方公共団体の発注により、次のいずれかの実績を有すること。

- ①国土強靱化地域計画策定支援業務に関する委託契約を長野県内の市町村との間で締結した実績を3件以上有すること。(策定途中を含む)
- ②総合計画策定支援業務に関する委託契約を市町村との間で締結した実績を3件以上有すること。(基礎調査・アンケート調査業務のみは含まない)
- ③地域防災計画策定又は改定支援業務に関する委託契約を市町村との間で締結した実績を3件以上有すること。

(2) 次の要件を満たす者であること。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(第167条の11第1項)において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- ②村の入札参加資格停止措置要綱に規定する入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ③会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始申し立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと(会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請を受けていな

いこと。

- ⑤本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本村の指示に柔軟に対応できること。

4. 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する資格を失うことがある。なお、既に提出された提案書は、無効とする。

- (1) 参加資格を有する者が上記「3. 参加資格要件」を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 提案者が受託候補者を選定するまでの間に公正な評価を妨げる行為が判明したとき。

5. スケジュール

番号	内 容	期 日 等
1	プロポーザル公告	令和3年5月18日(火) ～ 令和3年5月31日(月)
2	参加申請書の提出期限	令和3年5月31日(月)
3	質問書の提出期限	令和3年5月31日(月)
4	質問書に対する回答期限	令和3年6月7日(月)
5	提案書等の提出期限	令和3年6月17日(木)
6	提案書等の審査(予定)	令和3年6月21日(月)
7	審査結果発表及び通知(予定)	令和3年6月25日(金)
8	契約締結(予定)	令和3年6月下旬

6. 参加申請書の提出

本企画へ参加する場合には、参加申請書(様式1)及び会社概要(様式2)等を下記期間までに提出すること。

(1) 提出期間

令和3年5月31日(月)17時15分まで。

(2) 提出方法

担当課へ郵送または持参するものとし、電子メールでの提出は不可とする。郵送の場合は、簡易書留郵便で送付することとし、提出期限日までに必着のこと。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間で受け付ける

【提出先：原村総務課情報防災係 〒391-0192長野県諏訪郡原村6549番地1】

7. 質問の受付、回答

実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合には、下記により質問書（様式5）を提出すること。

- （1）提出方法：電子メールで提出すること。その他の方法による質問は受け付けない。
- （2）提出期間：令和3年5月31日（月）17時まで。
- （3）回答方法：通知したすべての者に対し、令和3年6月7日（月）までに電子メールで随時回答する。

8. 企画提案書等の提出

参加を希望する者は、令和3年6月17日（木）17時まで、下記（1）から（4）の書類を持参または郵送により「14. 提出先」まで提出すること。

- （1）様式3 提案書表紙
- （2）様式4 参考見積書
- （3）企画提案書（様式任意）
- （4）スケジュール（様式任意）

提出部数：正本1部、写し8部

9. 企画への辞退

辞退する場合には、辞退届（様式6）を下記期間までに提出すること。

- （1）提出方法：電子メール又は郵送で提出すること。
- （2）提出期間：令和3年6月17日（木）17時まで。

10. 審査委員会

選定にあたって、庁内に「原村国土強靱化地域計画策定業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

11. 審査

（1）選定方法

提出された書類の内容を審査委員会において審査を行い、合計得点を総計した合計が最も高い者を受託候補者として選定する。ただし、受託候補者は最低水準得点（5割）を満たす者とする。なお、受託候補者に選定された者が辞退した場合、もしくは「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を受託候補者として選定する。その場合においても最低水準得点を満たす者とする。

（2）選定結果

選定結果は、参加したすべての者に文書で通知する。

（3）その他

審査内容等については公表しない。また、結果に対する異議申し立ては受け付けないこととする。

12. 審査項目等

審査項目は次のとおりとする。

審査項目	
実績の程度	信頼性・地域性の理解度
	提案者の策定実績
	主担当者の策定実績
業務体制	業務遂行のための組織体制
	業務を推進するための支援体制
企画提案	本業務の目的・内容の理解度が高いか
	提案内容に具体性、必要性があるか
	本村に有益な独自提案がされているか
	業務における感染症対策
提案見積額	業務を実施するための見積金額

13. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、村が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、公表、その他村が必要と認める用途に使用する場合には、受託候補者の企画提案書の全部または一部を無償で使うことができるものとする。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については村が定める。

14. 提出先

〒391-0192 長野県諏訪郡原村6549番地1

原村 総務課 情報防災係 清水・金子

TEL：0266-75-5710（直通）

FAX：0266-79-5504

E-mail：johobosai@vill.hara.lg.jp